

2022 日本：ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（SHE）

第5回 問題提起

外国人技能実習制度のどこどのような人権リスクが潜んでいるのか

株式会社ワールドディング

2022年6月16日

マネージャー 池邊 正一郎

worlding!

目次

- 「外国人技能実習制度」と「特定技能制度」
- 外国人技能実習制度(+特定技能制度)のどこに人権リスクが潜んでいるのか



会社概要

会 社 名	株式会社ワールドディング (worlding Inc.)
本 社 所 在 地	〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目3-1-3 第1富澤ビル6F Tel 03-5361-6455 / Fax 03-5361-6456 Web : http://www.worlding.asia/
国 内 研 修 セ ン タ ー (入国後講習)	アジア人財キャリアデザインセンター 〒157-0064 東京都世田谷区給田4-11-3 一秀ビル アジア人財キャリアデザインセンター柴又 〒125-0052 東京都葛飾区柴又7-12-19
国 内 拠 点	大阪府大阪市淀川区、愛知県名古屋市中区
A S E A N 拠 点	worlding Viet Nam Co., Ltd. Tang 19, toa nha Vinaconex 9, lo HH2-2, Duong Pham Hung, phuong Me Tri, Quan Nam , Tu Liem, thanh pho Ha Noi, Viet Nam
設 立	2013年3月25日
資 本 金	2,000万円
代 表 者	代表取締役社長 谷口 正俊
社 員 数	163名 2021年10月1日現在
許 認 可	・職業紹介事業許可番号: 13-ユ-306862 ・労働者派遣事業許可番号: 派13-312368 ・旅行業登録番号: 東京都知事登録 第3-7629号 ・特定技能 登録支援機関登録番号: 19登-001772
加 入 団 体	・東京商工会議所 ・一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) ・一般社団法人サ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン (ASSC) (賛助会員) ・一般財団法人外国人材共生支援全国協会 (NAGOMi) ・公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパン ・公益財団法人シルバーサービス振興会 ・公益社団法人日本メディカル給食協会 (賛助会員) ・ビルクリーニング外国人材受入支援センター (登録会員)

事業内容

外国人受入企業向けサービス

- ・受入基準制定・運用支援
- ・人権リスク管理支援
- ・関連情報・ノウハウ集約支援
- ・採用支援、雇用・定着支援
- ・育成支援(教育研修)、生活支援(家具家電レンタル)
- ・外国人・出張者のための航空券・ホテル手配
- ・販路拡大支援(ライセンスビジネス)

監理団体・登録支援機関向けサービス

- ・技能実習生・特定技能外国人向け定期情報冊子配信
- ・アジア人財キャリアデザインセンターにおける入国後講習
- ・外国人技能実習制度における監査業務支援
- ・外国人管理システム開発・運用支援
- ・その他業務支援

業界団体・地方公共団体向けサービス

- ・外国人技能実習制度 職種追加手続き支援
- ・外国人技能実習制度 技能実習評価試験運用支援
- ・多文化共生施策支援
- ・セミナー・勉強会設計・登壇、コラム・記事寄稿
- ・海外進出・販路開拓支援



当社との連携機関

JICA

- ・責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）
JICAがASSCと共同運営をしているJP-MIRAIへ「技能実習及び就労系の在留資格を有するベトナム人等向け能力開発研修」に対する講師紹介等の協力。
- ・ベトナム国内の送出機関への聞き取り調査の協力

外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）

- ・専門アドバイザーとして外国人受入政策改革、外国人人権保護を推進
- ・政務調査委員会 委員
提言の作成、自民党 グローバル共生人材推進議連との合同勉強会、関係省庁との意見交換
- ・広報研修委員会 副委員長
不正行為撲滅キャンペーン（厚労省・法務省・外務省後援）、書籍への執筆・発刊、フォーラム・勉強会等の企画・運営

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）

- ・国連グローバル・コンパクト（UNGC）への署名
- ・人権教育分科会（幹事）、サプライチェーン分科会、ヒューマンライツデューデリジェンス分科会への参加

ケア・インターナショナル・ジャパン

- ・歩く国際協力「Walk in Her Shoes 2022」
特別協賛、ウォーキングパートナーとして参加
東海大・技能実習生・受入企業と共に「多文化共生イベント」を開催

「外国人技能実習制度」と「特定技能制度」



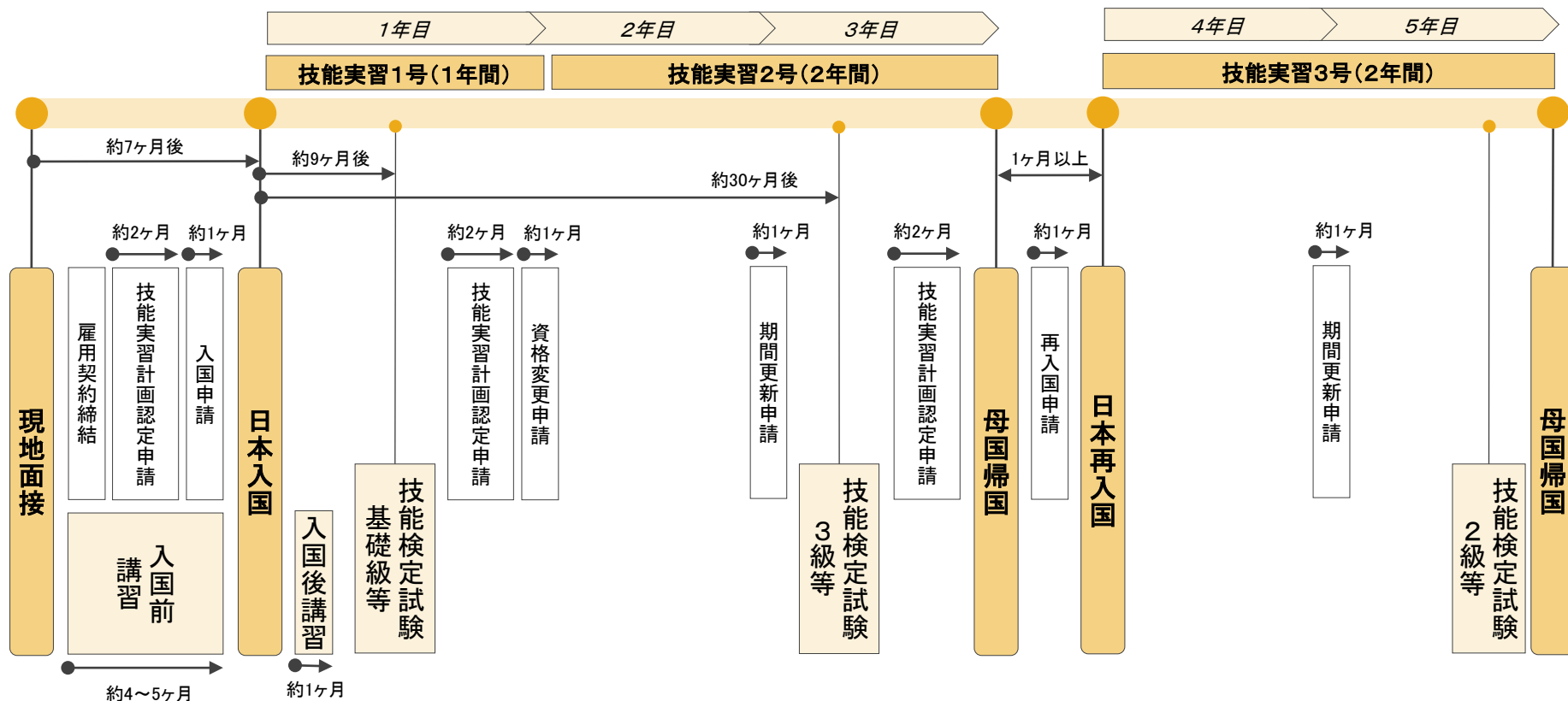
これまでの外国人受入施策

1993年からの外国人技能実習制度、2019年からの特定技能制度等、様々な施策が打ち出されている。

時期	施策の内容
1950年	外務省に入国管理庁設置
1951年	出入国管理令公布
1952年	・外国人登録法公布・施行 ・入国管理庁が法務省内部部局の入国管理局へ移行
1954年	国費留学生受入制度開始
1983年	「21世紀の留学生政策に関する提言(留学生10万人計画)」策定
1990年	入管法改正(在留資格の整理・簡素化、不法就労助長罪新設、日系人入国規制緩和)
1993年	外国人技能実習制度開始(研修1年＋特定活動1年)
1997年	技能実習の期間延長(研修1年＋特定活動2年)
1998年	永住許可要件緩和
2008年	・留学生30万人計画打ち出し ・EPA外国人看護師・介護福祉士受入開始(インドネシア2008年～、フィリピン2009年～、ベトナム2014年～)
2010年	在留資格「技能実習」創設(技能実習1号・2号)
2012年	在留カード制度導入(外国人登録と住民票の一本化)
2013年	特定伝統料理海外普及事業外国人受入開始
2015年	・外国人建設・造船就労者受入開始(～2023年3月) ・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が一本化 ・在留資格「高度専門職」創設 ・家事支援外国人労働者受入開始
2016年	製造業外国従業員受入開始
2017年	・在留資格「介護」創設 ・農業支援外国人労働者受入開始 ・永住許可要件緩和 ・技能実習法施行 ・クールジャパン・インバウンド外国専門人材受入開始
2018年	・日系四世の更なる受入制度開始 ・本邦高卒者の「家族滞在」からの資格変更要件緩和
2019年	・在留資格「特定技能」創設 ・永住許可要件厳格化 ・本邦大卒留学生の就労可能要件拡大(特定活動46号) ・出入国在留管理庁設置

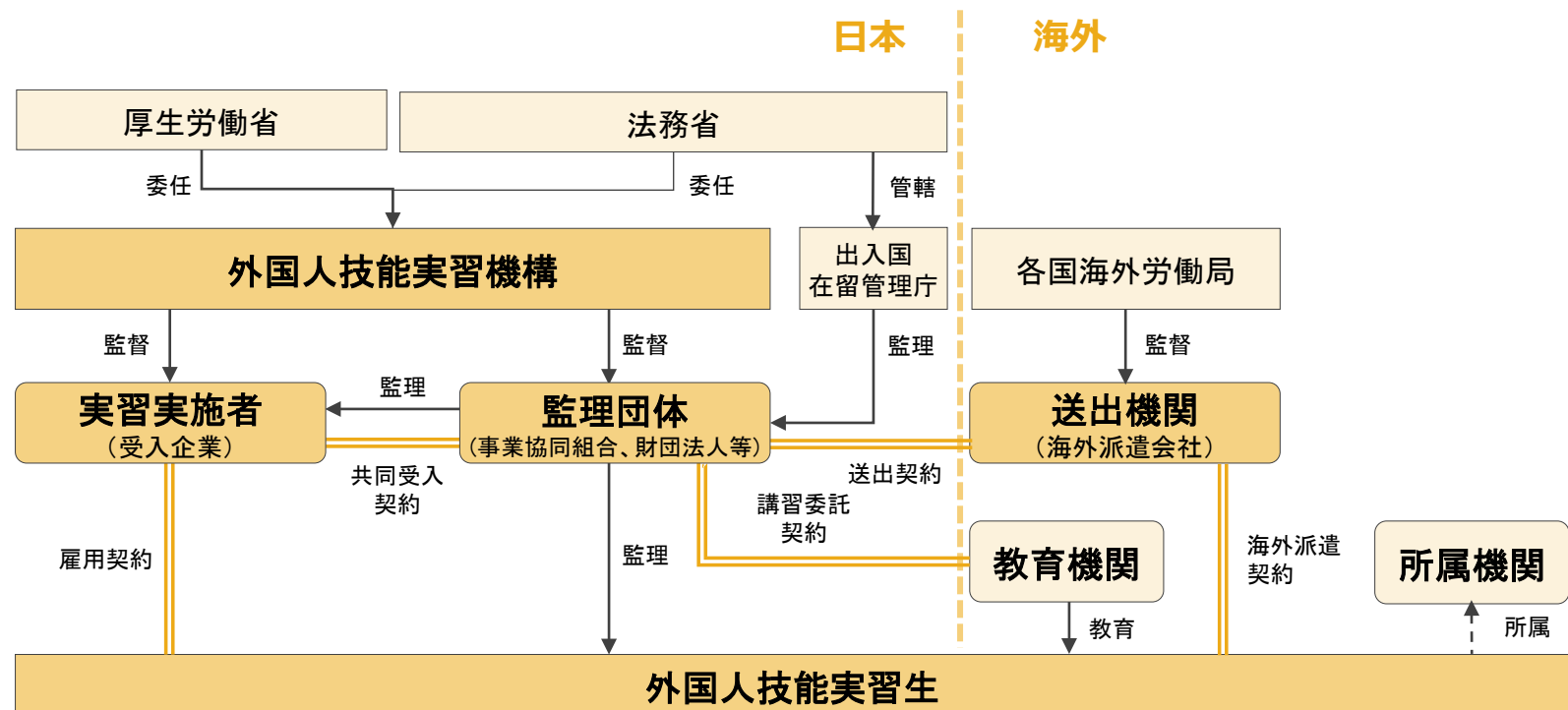
外国人技能実習制度の流れ

- 厚労省、法務省が管轄し、日本に3年間/5年間、技能実習生として受入れることにより、技能・技術・知識を発展途上国へ移転するための社会貢献制度。
- 入国前・入国後教育の後、日本でも技能検定試験等の受検が必要。



外国人技能実習制度のスキーム

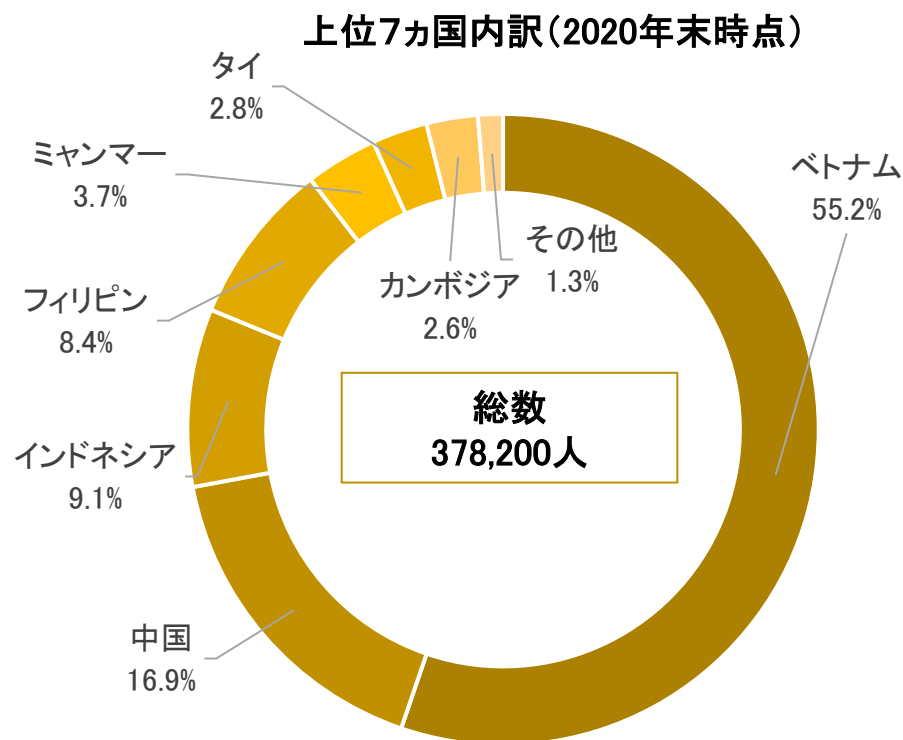
- 外国人技能実習機構が同制度全体を管理し、実習実施者と監理団体、監理団体と送出機関、実習実施者と技能実習生、送出機関と技能実習生がそれぞれ契約を締結して受入れ。
- 監理団体と送出機関が仲介する団体管理型での受入れが全体の95%を占める。



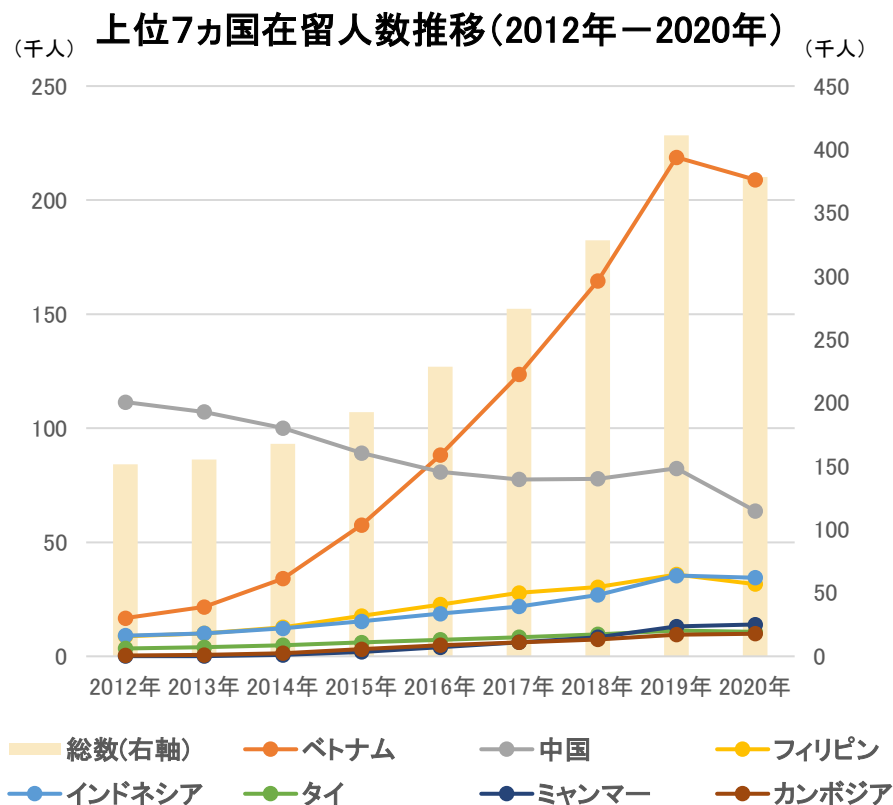


外国人技能実習生の在留状況

- この7年間でベトナム人が約10倍に増加し、2016年末時点で中国人を抜いて在留人数トップに。
- 2019年から2020年にかけては新型コロナウイルスの影響で軒並み在留人数が減少。

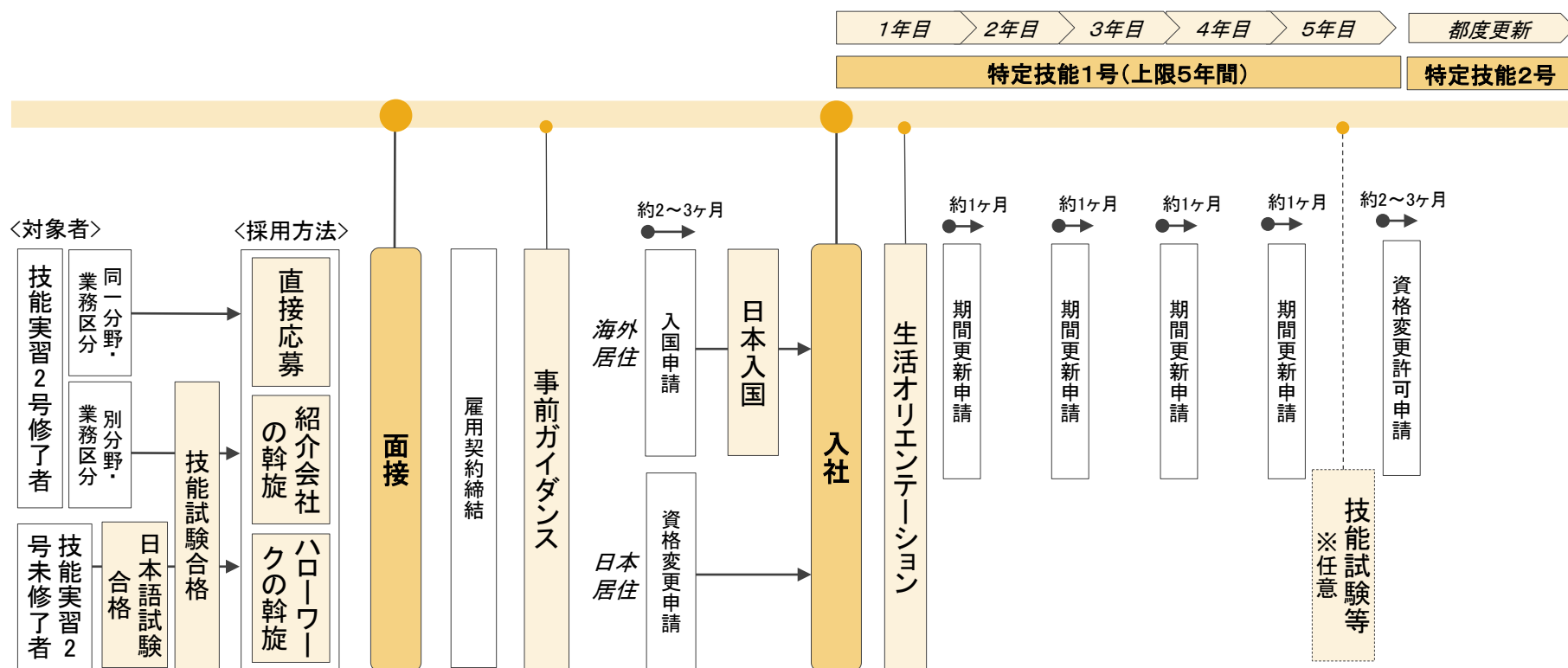


出所: 法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」



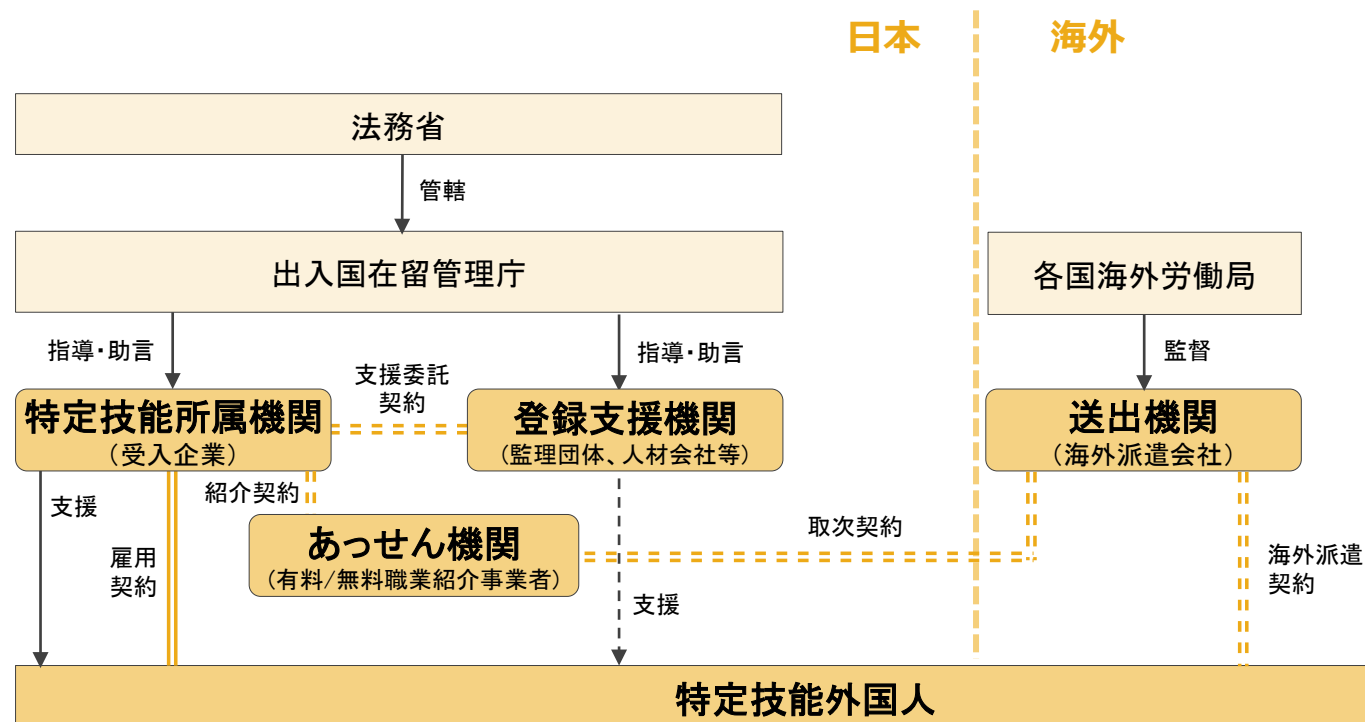
特定技能制度の流れ

- 特定技能1号は上限5年間の受入れが可能。技能実習修了者は技能試験・日本語試験免除。
- 採用方法は多岐にわたる(技能実習から継続／直接採用／有料・無料職業紹介)。
- 特定技能2号は滞在年数の上限無し(更に上位の技能試験への合格等の条件あり)。



特定技能制度のスキーム

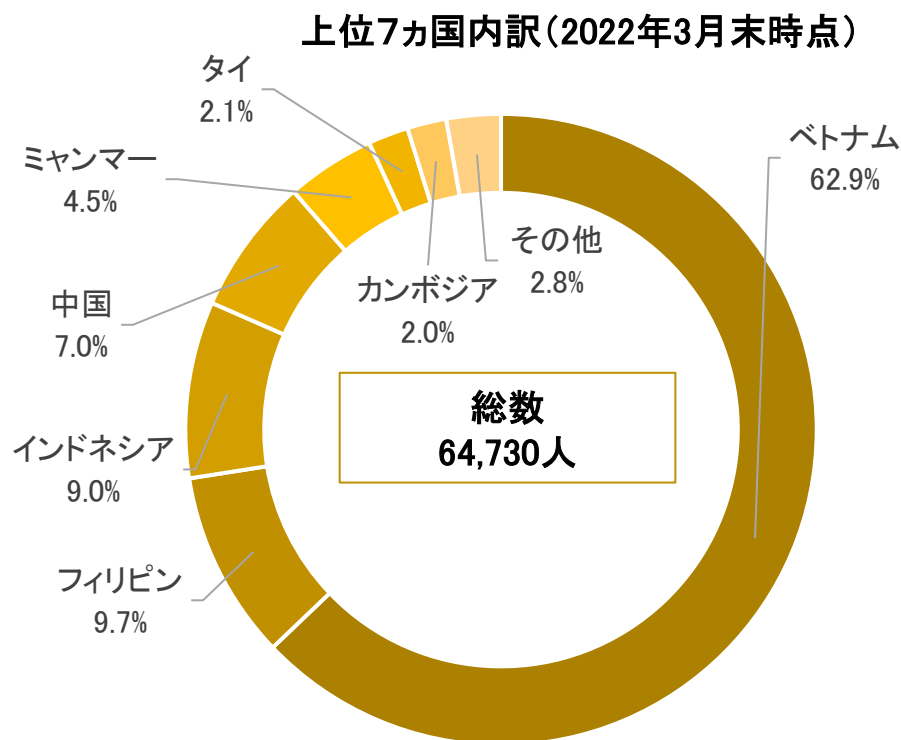
- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行っても尚人材を確保することが困難な状況にある14分野にて、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度。
- 特定技能所属機関は外国人を雇用するだけでなく各種支援も行う必要あり(外部委託も可)。



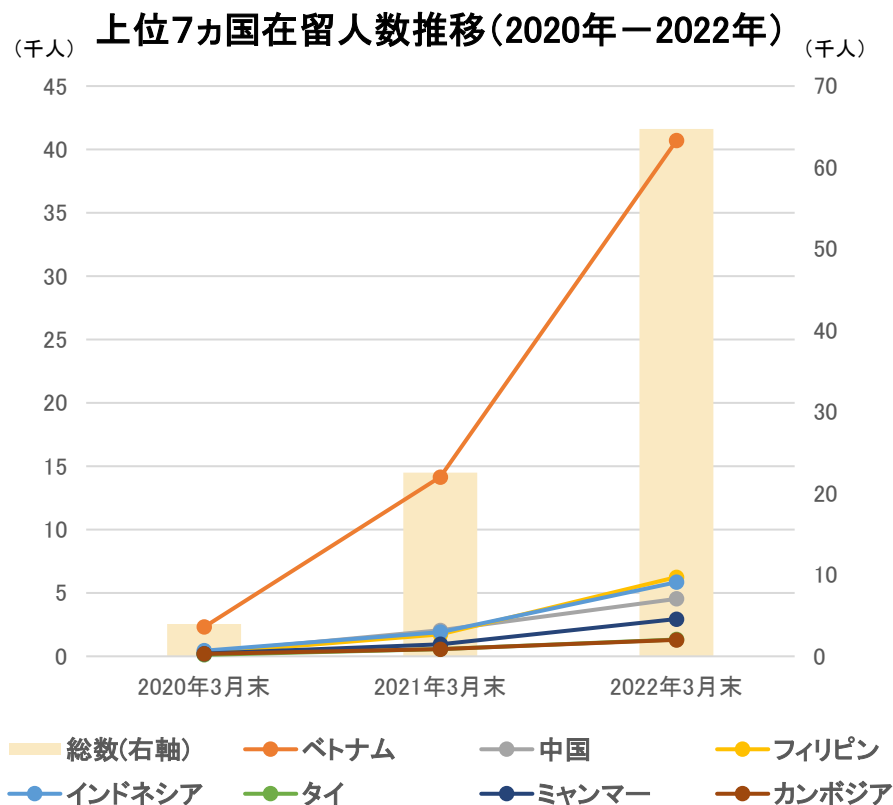


特定技能外国人の在留状況

- ・ 特定技能外国人の在留人数は、この2年間で2020年の16倍の約6.5万人まで増加。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で母国に帰国できないベトナム人等が特定技能に在留資格変更。



出所: 法務省 出入国在留管理庁「令和4年3月末の特定技能制度運用状況」について」



特定技能制度における産業分野・試験区分と充足状況

- ・ 特定産業分野14分野に対して、5年間で約34.5万人を上限として特定技能外国人を受入れ。
- ・ 22年3月末時点で全体で6.5万人を受入れ(充足率18.8%)。製造3分野は先月1分野に統合。

所管省庁	特定産業分野	受入上限 (2019-23年度)	充足状況(2022年3月末時点)				受験者・合格者数(2022年3月末時点)				
			全体	技能実習移行	試験合格他	充足率	受験者数	うち国内	合格者数	うち国内	合格率
	全 体	345,150人	64,730人	51,298人	13,432人	18.8%	135,905人	9,197人	91,501人	63,873人	67.3%
厚生労働省	介護	60,000人	7,019人	506人	6,513人	11.7%	44,532人	27,543人	29,764人	18,159人	66.8%
	ビルクリーニング	37,000人	839人	652人	187人	2.3%	2,002人	1,385人	1,503人	1,045人	75.1%
経済産業省	素形材産業	21,500人	3,928人	3,916人	12人	18.3%	2,954人	2,233人	402人	280人	13.6%
	産業機械製造業	5,250人	6,021人	5,993人	28人	114.7%					
	電子・電気情報関連産業	4,700人	3,258人	3,230人	28人	69.3%					
国土交通省	建設業	40,000人	6,360人	6,191人	169人	15.9%	924人	895人	627人	603人	67.9%
	造船・船用工業	13,000人	1,971人	1,964人	7人	15.2%	55人	41人	45人	38人	81.8%
	自動車整備業	7,000人	986人	877人	109人	14.1%	1,462人	1,393人	888人	837人	60.7%
	航空	2,200人	49人	0人	49人	2.2%	871人	716人	459人	357人	52.7%
	(観光庁) 宿泊業	22,000人	124人	0人	124人	0.6%	6,879人	6,641人	3,417人	3,332人	49.7%
農林水産省	農業	36,500人	8,153人	6,963人	1,190人	22.3%	20,446人	9,562人	18,304人	8,491人	89.5%
(水産庁)	漁業	9,000人	718人	706人	12人	8.0%	377人	141人	177人	55人	46.9%
	飲食料品製造業	34,000人	22,992人	20,300人	2,692人	67.6%	26,922人	23,087人	20,033人	17,010人	74.4%
	外食業	53,000人	2,312人	0人	2,312人	4.4%	28,481人	21,763人	15,882人	13,666人	55.8%

出所: 法務省出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数(速報値)令和4年3月末現在」

外国人技能実習制度(+特定技能制度)のどこに人権リスクが潜んでいるのか

「外国人技能実習制度」＝「強制労働」？

「強制労働」とは

処罰の脅威

非自発性

《定義》

「ある人が処罰の脅威によって強制され、また自らが任意に申し出たものではない労働やサービス」(ILO29号強制労働条約)

《要素》

○処罰の脅威・・・労働者・家族等への身体的暴力、心理的強制(処罰や権利の取消による脅し)、労働条件の虚偽約束、賃金の留保・不払、将来の雇用からの排除、性的暴力、告発・国外追放の脅し、権利・社会的地位・住居の剥奪、他脆弱性に乗じること

○非自発性・・・身体的拘束、隔離、移動の禁止、人身取引、債務労働、労働条件の虚偽約束、賃金の留保・不払、個人所有物(特に身分証明書)の留置、極度の時間外労働

米国務省「2021年人身取引報告書」からの抜粋

過剰な手数料

転職不自由性／不当解雇

日本政府は、人身取引撲滅のための最低基準を十分には満たしていないが、満たすべく相当の取り組みを実施している。新型コロナウイルス感染症による政府の人身取引対応力への影響を考慮すると、政府は前年の報告書対象期間と比較して、全体的に取り組みを強化していることを示した。ゆえに、日本は引き続き第2階層(Tier 2)となった。こうした取り組みの中には、人身取引犯の捜査、訴追、有罪判決、人身取引被害者の認知、社会認識を高める運動の継続的な実施が含まれていた。しかし、政府はいくつかの重要な分野で最低基準を満たしていなかった。

【優先すべき勧告】

- 技能実習制度やその他のビザ付与制度の下で日本にいる人たちがや入国者収容施設に収容されている人たちなど、移住労働者の中で強制労働の被害者である人たちの認知、保護支援サービスへの照会など、関係府省庁の標準的な手順を策定し体系化して実施する。
- 外国人技能実習機構および出入国在留管理庁の職員を対象とした被害者認知の研修、外国人技能実習機構と非政府組織(NGO)との連携の向上、技能実習計画認定前の全ての契約の審査、雇用主に対する調査の増加、労働者が支払う過剰な手数料やその他金銭を課す外国の募集機関との契約解除などにより、技能実習制度改革法の監督および執行措置の実施を強化する。
- 要望があれば、全ての外国人労働者が雇用主や産業を変更できる公式な仕組みを確立する。
- 雇用主が外国人労働者全てのパスポートやその他の個人文書を保持することを禁止する法律を制定する。
- 全ての労働者に支払いが課される募集費用およびサービス料を廃止するための関連政策を改定することにより、移住労働者が借金による強制の被害に陥りやすい状況を減らす。
- 強制労働の一因となる組織や雇用主による「処罰」合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化する。

(日本語は、在日米国大使館による仮翻訳)

「外国人技能実習制度」＝「人権侵害」？

技能実習制度は人権侵害の温床



生活環境に「満足している」の割合は技能実習が最高
(入管庁「令和2年度在留外国人に対する基礎調査報告書」)

技能実習制度で多数の失踪者が発生



- ・ 失踪率は2%前後（韓国の離脱率は4.5%前後）
- ・ 手数料や借金と失踪の因果関係が不明瞭

技能実習生を受入れている事業所で多数の労働法令違反が発生



実習生受入事業所での違反行為：70.8%（5,752事業所）
東京労働局管内での違反行為：75.7%（令和3年12月）

監理団体の不当な中間搾取により技能実習生の賃金が低下



- ・ 技能実習生は日本人の同等技能者と同一賃金
- ・ 一定の監理費を払う（安きに流れない）実習実施者

送出機関の不当な中間搾取



あっせん（求人求職マッチング）、入国前講習、出国前後フォロー、各機関との連絡調整等の必要業務の存在

転職ができない、強制的に帰国させられる



- ・ 人権侵害行為や対人関係の諸問題等に伴う転籍は可能
- ・ 帰国時における空港での入管局による確認

政府機関による受入管理に絞るべき
(ex. 韓国 雇用許可制)



- ・ 面接を含む実効的なマッチングは民間でのみ実現可能
- ・ 現状の受入れ規模（40万人前後）は実現不可能

国際的な批判が高まっており、技能実習制度を廃止しなければ悪影響



- ・ 制度の目的と実態の不一致は要是正
- ・ 技能実習制度の実相が他国に理解されているか不明瞭

「過剰」な手数料とは？

項目	内容	注意点
各送出国の規定の手数料	・ベトナム：給与×3ヶ月分／3年超（日本側の負担含む） ＋事前教育590万ドン/520コマ ・ミャンマー：2,800USD（本人負担費用全ての上限） ・インドネシア：規定はないが平均2,000USD程度 ・フィリピン：ゼロ（事前教育費用の徴収はあり）	・ブローカー（仲介者）への支払い ・不明瞭な内訳
ILO指針（公正な人材募集・斡旋に関する一般原則・実務指針 募集・斡旋手数料と関連費用の定義 2019） ※民間職業仲介事業所条約－第181号（1997）	募集/斡旋手数料 （広告、情報発信、面接手配、政府承認文書提出、資格の確認、渡航・移動手配、採用行為）及び 関連費用 （医療費（健診、予防接種）、保険費、技能・資格検定費、訓練・研修費（出発前後の教育費用）、機材費（作業着・器具費用）、旅費・宿泊費、管理費（雇用契約、身分証明書、旅券、査証、身元確認、安全・出国検査、口座作成、労働許可証作成等に係る手数料））は 労働者負担無し	・ILO181号への未批准国への強制は困難 ・関連費用は例外設定の裁量が認められている（例外が労働者の利益に適合、一定累計の労働者と特定産業限定、就業前の開示）。
業界団体やブランド企業のサプライヤー規定	例：RBA（Responsible Business Alliance） ・労働者負担NG 応募、推薦、求人、採用、配属にかかる費用、スキルテスト、追加証明書、健診/スクリーニング検査、渡航前研修/オリエンテーション費用、旅券/ビザ等の更新手数料・取得費用、自宅⇄事業所の交通費・宿泊費・手数料、新任/入社関連費用、継続的な代理人管理費用、異動時の移転費用 ・労働者負担OK 面接書類準備費用、面接時の交通費・宿泊費、旅券/ビザ等の初回取得費用、従業員の過失で紛失した旅券/ビザ等の再発行費用、寄宿舍費用/食事代（適正な市場価格・安全基準適合）	・雇用主側の費用負担方法 ・同じ送出機関や監理団体における技能実習生間の負担費用の差 ・独占禁止法（優越的地位の濫用）や下請法（買いたたき）への抵触可能性

意図せぬ人権侵害への加担事例

労働条件等の母国語表記

「主要な労働条件について、**当該外国人労働者が理解できる**内容の書面を交付」「**母国語**での導入研修の実施(努力)」「(外国人労働者の雇用管理の改善等)に関して事業主が適切に対処するための指針」

日本語学習機会の提供範囲

「雇用する外国人等及び**その家族**」に対しての日本語学習機会の提供が事業主の責務(日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針)

宿舍管理、災害への対策、情報提供

- ・**月に一回寄宿舎を巡回し**、不具合箇所を改修
- ・**開始後及び6月以内ごとに避難・消火訓練**
(建設業附属寄宿舎規程)
- ・就労・生活の正確な情報の迅速な提供が必要

年休／産休／育休

- ・年休: 年5日間の取得義務
- ・産休・育休: 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することの禁止、**技能実習の継続意思や日本での出産、育児休暇取得等の確認義務**

宿舍の外出/外泊、会社行事参加等

- ・私生活の自由の尊重(**外出・外泊**の使用者承認、教育娯楽他**行事への参加強制**、面会の自由制限といった制約は禁止)(労基法、寄宿舎規程)
- ・行事等の積立金(貯蓄金)の返還義務(労基法)

保証金、違約金の設定

特定技能所属機関や登録支援機関のほか、**職業紹介事業者などの仲介事業者のみならず、本国及び日本の仲介事業者(ブローカー)等**を含め、幅広く規制の対象とする(入管法、特定技能運用要領)

非自発的離職者の発生

- 以下以外の離職を発生させている場合は1年間特定技能外国人受入れ停止
- ・定年退職者、契約通りに離職した有期契約労働者
 - ・**自己の責めに帰すべき重大な理由で解雇**された者
 - ・自発的に離職した者

監理団体・登録支援機関の選定

- ・約3,400の監理団体、約7,000の登録支援機関の存在
- ・選定時の**コンプラ調査不足**(役員等からの縁故紹介)

外国人技能実習生雇用における「チャンス」

ESG投資の「S」は人権問題が深く関与



E = 環境 (Environment)

環境に配慮(二酸化炭素の排出量が多くないか、環境汚染をしていないか、再生可能エネルギーを使っているかなど)

S = 社会 (Social)

社会に貢献(地域活動への貢献、労働環境の改善、女性活躍の推進など)

G = 企業統治 (Governance)

収益を上げつつ、不祥事を防ぐ経営

SDGs（持続可能な開発目標）の主要ターゲット

8 働きがいも 経済成長も



Target8.7

強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。

Target8.8

移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

10 人や国の不平等 をなくそう



Target10.7

計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
→指標10.7.1(従業者が負担する募集・斡旋コスト／移住先での月収)

Target10.c

2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



ご清聴いただき、誠にありがとうございます。

《お問い合わせ先》

株式会社ワールドディング

マネージャー 池邊（いけべ）

Mail: ikebe@worlding.asia

東京都新宿区四谷3-1-3 第1富澤ビル6F

Tel: 03-5361-6455 Fax: 03-5361-6456

<https://worlding.asia/>